（前のページより続き）

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和三年度令和四年五月分）、（令和四年度令和四年五月分）（財務省）　二三

〔公　告〕

諸　事　項

官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、適格特例投資家、基本測量関係事項　二三七
裁判所
破産、免責、再生関係　二三三
特殊法人等
令和三年度参議院共済組合の決算、独立行政法人造幣局令和三事業年度財務諸表、厚生年金基金清算結了・清算人退任、日本弁護士連合会懲戒処分、令和三事業年度決算（預金保険機構・銀行等保有株式取得機構）、日本税理士会連合会令和三年度の決算、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、令和三事業年度決算等（農水産業協同組合貯金保険機構・全国商工会連合会）関係　二五一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二〇六
会社その他
会社決算公告　二〇八

本号で公布された法令のあらまし

◇二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定（条約第一〇号）（外務省）

この協定は、我が国と博覧会国際事務局（以下「ＢＩＥ」という。）との間で二〇二五年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）の公式参加者の陳列区域代表事務所、ＢＩＥ等が享有する特権及び免除等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　ＢＩＥは、博覧会に関して国際博覧会に関する条約の適用を監督し、及び確保する責任を負う。日本国政府は、開催者による義務の履行を保証し、並びに開催者が博覧会の準備及び運営に関する任務を遂行することを確保する。（第二条関係）

2　日本国政府は、自国の法令に従い、陳列区域代表事務所の職員等の自国への入国及び自国における滞在を容易にするために必要な全ての措置をとる。陳列区域代表事務所は、陳列区域代表事務所の職員の氏名等の情報を個別にかつ遅滞なく日本国政府に通知する。ＢＩＥは、ＢＩＥの代表者の氏名等の情報を個別にかつ遅滞なく日本国政府に通知する。（第三条関係）

3　日本国に本店又は主たる事務所を有しない法人である陳列区域代表事務所並びにその財産、資産及び収入は、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除される。陳列区域代表事務所は、当該陳列区域代表事務所が輸入する物品に関し、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、日本国の法令に従い、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。陳列区域代表事務所は、日本国の消費税及び地方消費税に関する法令に従い、一定の条件及び手続により、博覧会における当該陳列区域代表事務所のパビリオンの建設、設置及び撤去のために調達される物品及びサービス等の日本国における調達に際して支払われる消費税及び地方消費税の還付を受けることができる。（第四条関係）

4　ＢＩＥ並びにその財産、資産及び収入は、ＢＩＥの博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、日本国において全ての直接税を免除される。ＢＩＥは、日本国の消費税及び地方消費税に関する法令に従い、一定の条件及び手続により、ＢＩＥの運営のための物品及びサービスの日本国における調達に際して支払われる消費税及び地方消費税の還付を受けることができる。（第五条関係）

5　陳列区域代表事務所及びＢＩＥは、日本国の法令に従い、いかなる種類の資金、金、通貨又は有価証券も自由に受領し、取得し、保持し、及び処分することができる。（第六条関係）

6　陳列区域代表事務所は、日本国の法令によりその開設のために免許及び登録を要しない無線局を無償で使用することができる。（第七条関係）

7　博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員は、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、当該陳列区域代表事務所の博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税の免除、日本国の関税法令に従い日本国において最初にその地位に就く際に関税の免除を受けて家具及び手回品（自動車一台を含む。）を輸入する権利並びに当該自動車に関する全ての直接税の免除を日本国において享有する。（第八条関係）

8　博覧会を目的として日本国を訪問するＢＩＥの代表者は、ＢＩＥの博覧会に関連する非商業的活動の範囲内で、ＢＩＥの博覧会に関連する非商業的活動のために日本国において行う勤務その他の活動について取得する給料及び手当に対する課税の免除、日本国の関税法令に従い日本国において最初にその地位に就く際に関税の免除を受けて家具及び手回品（自動車一台を含む。）を輸入する権利並びに当該自動車に関する全ての直接税の免除を日本国において享有する。（第九条関係）

9　陳列区域代表事務所の職員、ＢＩＥの代表者及びこれらの者の被扶養者は、一定の条件を満たす場合に日本国において自動車を運転することができる。（第一〇条関係）

10　博覧会を目的として日本国を訪問する陳列区域代表事務所の職員及びＢＩＥの代表者（日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していない者に限る。）は、日本国の法令に定める社会保障制度に参加することを要求されない。陳列区域代表事務所の職員及びＢＩＥの代表者が日本国の法令に定める社会保障制度に参加することを要求されない場合には、その随伴する被扶養者（日本国民でなく、かつ、日本国に通常居住していない者に限る。）も、当該社会保障制度に参加することを要求されない。（第一一条関係）

11　陳列区域代表事務所の職員の被扶養者は、その年齢に応じ、日本国の公立の小学校及び中学校に入学することを認められる。（第一二条関係）

12　この協定に定める特権及び免除並びに博覧会への参加に関する必要な全ての情報を陳列区域代表事務所及びＢＩＥに提供するため、日本国の大阪に総合窓口が設置される。（第一三条関係）

13　この協定によって与えられる特権及び免除は、博覧会のためにのみ与えられるものであって、個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。特権又は免除の濫用が発生したと日本国政府が認める場合には、日本国政府は、陳列区域代表事務所、ＢＩＥ又は関係する者に対し、濫用された特権又は免除の許与を自国の法令に従って停止する権利を有する。（第一四条関係）

14　この協定の解釈又は適用に関する日本国政府とＢＩＥとの間の紛争は、協議によって解決される。協議によって紛争を解決することができない場合には、一定の手続を経て仲裁裁判所に付託される。仲裁裁判所の決定は、投票の過半数による議決で行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、日本国政府及びＢＩＥを拘束する。（第一五条関係）

15　この協定の改正に関する協議は、日本国政府又はＢＩＥのいずれかの要請によって行われる。いかなる改正も、相互の合意によって行われる。（第一六条関係）